

## 令和7年度入札契約制度の改正について

岡山市水道局

### 1 随意契約によることができる場合の額の引き上げ

地方公営企業法施行令別表第1の改正（令和7年4月1日施行）を踏まえ、物価高騰への対応と事務の効率化の観点から、当局の随意契約によることができる場合の額を次のとおりとします。

なお、令和7年4月1日以降に見積依頼等を行う契約を対象とします。

- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| (1) 工事又は製造の請負      | 400万円以下（現行：250万円以下） |
| (2) 財産の買入れ         | 300万円以下（現行：160万円以下） |
| (3) 物件の借入れ         | 150万円以下（現行：80万円以下）  |
| (4) 財産の売払い         | 100万円以下（現行：50万円以下）  |
| (5) 物件の貸付け         | 50万円以下（現行：30万円以下）   |
| (6) 前各号に掲げるもの以外のもの | 200万円以下（現行：100万円以下） |

### 2 その他の見直し

1の改正の観点等を踏まえ、次のとおり見直します。

なお、令和7年4月1日以降に見積依頼等を行う契約を対象とします。

#### (1) 小修繕業者登録制度の対象金額の見直し

小修繕業者登録制度の対象を、許容価格が20万円未満（現行：15万円未満）の施設等の軽易な修繕業務とします。

#### (2) 1者見積りができる場合の額の見直し

見積書の聴取を1人のものからとすることができる金額を、工事の請負契約を除き、修繕業務については許容価格が20万円未満（現行：15万円未満）とし、その他のものについては許容価格が15万円未満（現行：10万円未満）とします。

#### (3) 契約保証金を免除できる場合の額の見直し

契約保証金を免除できる場合の額を、「随意契約によることができる場合の額」と同額（現行：130万円未満又は小規模工事）とします。

【問い合わせ先】

岡山市水道局

総務部管財課契約係 TEL086-234-5917